



高齢者肺炎球菌の 予防接種

問い合わせ先
健康福祉課 健康長寿係
☎932-1111 FAX933-7512

高齢者肺炎球菌の予防接種は、予防接種法に基づく予防接種です。過去に公費で接種された方は、対象外です。健康被害が発生した場合は、国による予防接種健康被害救済制度の対象です。

対象者			
①60歳以上65歳未満の方で、心臓、じん臓、呼吸器の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害(身体障害者手帳1級程度)をお持ちの方 ②令和元年度～令和5年度は、毎年度指定された生年月日の方(【令和2年度対象者年齢表】参照)が定期接種の対象です。ただし、これまでに高齢者肺炎球菌症に係る予防接種を受けたことのある方(既に任意で23価肺炎球菌ワクチンを接種したことのある方も含む)は、定期接種として受けることはできません。 ③令和元年度対象者で、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、接種のための受診による感染を避けるために定期接種を受けることができなかった方。			
令和2年度の実施期間	回数	個人負担額	必要なもの
4月1日(水)～ 令和3年3月31日(水)まで	1回	4,000円	・本人確認ができるもの(健康保険証など) ・身体障害者手帳(1級の方) ・診療依頼書(生活保護世帯に属する方)

※生活保護世帯に属する方は、診療依頼書などを提示することにより、個人負担金が免除されます。※対象者への通知はありません。

【令和2年度対象者年齢表】

65歳	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生
70歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生
75歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生
80歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生
85歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生
90歳	昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生
95歳	大正14年4月2日～大正15年4月1日生
100歳	大正9年4月2日～大正10年4月1日生



高齢者肺炎球菌の予防接種が受けられる町内医療機関(4月1日現在)

医療機関名	住所	TEL	医療機関名	住所	TEL
おかべ小児科クリニック	光正寺1-1-18	933-7161	神武医院	桜原2-22-1	932-0188
岡部病院	明神坂1-2-1	932-0025	こやま内科クリニック	光正寺2-6-2	410-0127
おがわクリニック	四王寺坂1-29-5	933-0758	中西内科クリニック	宇美4-1-3	934-0703
加来循環器科内科医院	原田1-1-4	932-8870	古川整形外科医院	宇美5-3-10	932-0050
粕屋南病院	神武原6-2-7	933-7171	山崎産婦人科小児科医院	宇美中央1-2-13	933-8000

※町外の医療機関についてのお問い合わせは、医療機関または上記問い合わせ先までご連絡ください。

胃内視鏡検診の延期について

6月から開始予定の「胃内視鏡検診」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、延期となりました。検診の開始時期は未定です。決まり次第、広報誌や町ホームページでお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症に関連した、 国民健康保険のお知らせ

○国民健康保険税の減免および支払猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合は保険税の減免や支払猶予の対象となる場合があります。詳細は、6月中旬に送付される令和2年度国民健康保険納税通知書に同封される案内または町ホームページをご覧ください。

○傷病手当金の支給について

国民健康保険被保険者の方で被用者(会社などに勤めている方)のうち、要件に該当する方に対し申請により傷病手当金を支給します。

1 対象者

《左記のすべてに該当する方》

- ・宇美町国民健康保険の被保険者
- ・会社などに勤めていて給与の支払いを受けている方(被用者)

・新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱の症状があり感染が疑われるために会社などを休み、給与の全部または一部を受けることができなかった期間がある方

2 支給対象日数

会社などを休んだ日から起算して3日を経過した日から、会社などを休んだ期間のうち就労を予定していた日数

3 支給額

(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数) × 3分の2 × 支給対象日数

4 適用期間

1月1日(水)～9月30日(水)の間で会社などを休んだ期間
(ただし入院が継続する場合などは最長1年6か月まで)

5 申請

申請には医師の意見書(医療機関を受診した場合)および事業主の証明書などが必要です。申請書は郵送します。詳細はお問い合わせください。申請書は町ホームページからダウンロードできます。

問 住民課 国保医療係

☎932-1111 FAX933-7512



令和2年度

子育て世帯への 臨時特別給付金

(新型コロナウイルス感染症緊急経済対策)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への生活を支援する取り組みの一つとして、児童手当を受給する方(所得制限超過により特別給付となっている者を除く)に対し、臨時特別給付金(一時金を支給します)。

【支給対象の方(公務員を除く)】

6月10日(水)に児童手当の登録口座に給付金を支給しました。

【公務員の方】

所屬庁から申請書が配布されますので、支給対象者であることの証明を受けたうえで本人が居住している市区町村へ申請してください。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、郵送による提出にご協力ください。

申請期間

令和2年
9月30日(水)まで(必着)

詳しくは、町ホームページをご確認ください。

問 住民課 年金手当係

☎932-1111 FAX933-7512

